

令和7年12月26日

一般財団法人和歌山県文化振興財団職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

1 被処分者

事務局総務企画課 課長補佐級 女性職員（50代）

2 処分内容

戒告

3 処分年月日

令和7年12月26日

4 非違行為の概要

当該職員は、令和7年4月から令和7年11月までの間、所属職員に対して、上司という優越的な関係を背景として、暴言や人前での激しい叱責などパワーハラスメントに該当する行為を行った。当該職員の行為は、職場の就業環境を害し、所属職員が疲弊する事態を招くなど、ハラスメントに関する各種規程に違反したものである。